

日本生活協同組合連合会  
鬼武一夫

### 資料3(論点についての検討方向)に対するコメントペーパー

(赤字は資料3に関する修正文であり、破線囲みは論点に対するコメントである。)

今後の論議の前提として、後半の検討会に際して以下の事項を再度確認したい。

1. 食品表示の一元化はJAS法、食品衛生法および健康増進法の3つの現行の法律を統合した、新しい食品表示法を作成することか。(3法のみ  
の統一か。その場合、食品/食品表示に関連する法律はこれら以外にも存在するが、前述の3つの現行の法律に限定する理由を明確にすること。)
2. 新法によってカバーされる食品の範囲を明確にされたい。新法によっ  
てカバーされる食品の範囲は、現行の3つの法律の対象としている生鮮  
食品および加工食品の範囲と考えてよいか。  
インストア加工、ばら売りなどの現行の法規制で対象範囲として含ま  
れるものは別として、インストア、屋台などの業態で販売/供される食品  
も法規制で対象範囲とするのか。  
(生食用食肉はレストラン、焼肉屋なども対象とされているが、この  
点はどのように考えるのか)
3. 論点2食品表示の考え方についての中で記述されているが、現行の食  
品表示で規定されている義務表示の見直しも検討の範囲とするのか(例  
えば、遺伝子組換え食品の表示)。

「論点についての検討方向(たたき台案)」について

- ここで提示されている論点は全体的な制度のごく一部にすぎない。新制度全  
体の骨格もしくは枠組みを示すべきである。第1回検討会の時に事務局に提  
出している。(資料1. 新法の枠組みの概要)
- たたき台案は、
  - ① 中間論点整理に関する意見交換会(3/23)
  - ② パブリックコメントのまとめ(募集期間; 3/5~4/4)
  - ③ 前半の第6回まで本検討会で出された意見
  - ④ 食品表示に関する消費者意向等調査(Webアンケート結果) (第6回  
検討会の資料;2/21)
  - ⑤ 農水省開催の食品表示一元化事業者向け説明会での質疑応答(3/14)

これらを総合的に考察した、事務局からの提案を期待したい。

## 論点1 食品表示の目的について

新たな食品表示制度の「目的」をどのような内容とするべきか。

現在、食品表示に関しては、JAS法、食品衛生法及び健康増進法に基づき、それぞれ表示基準が作成され（を作成し）、これに従って、一般消費者の選択に資するための品質に関する情報（JAS法）、公衆衛生上必要な情報（食品衛生法）、（国民の健康の増進を図るための）栄養成分及び熱量に関する情報（健康増進法）が（を）、主として容器包装への表示を義務付けることにより、消費者に提供されて（させて）いる。（この文には、主語（主格）がないので、修正を行った）

これらの情報提供は、現在は、それぞれの制度の目的に沿って、個々に判断され、そして必要とされるものについて義務付けが行われている。しかし、消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保などが消費者の権利であることを尊重する消費者基本法の基本理念を実現するためには、これらの情報が共通の目的を持つ制度（共通の目的を持つ制度とは何か？）の下で消費者に適切な形で（提供する形式だけではなく、提供する内容も重要であるので、「適切な形で」はなく、「適切に」とすべきである）提供される必要がある。

ところで、これらの情報は、消費者が実際に見て、その内容を理解することによりはじめて意味を持つ。多くの（「多い」とはどのような基準で、そう判断するのか。まず、必要な情報とはどのようなものを規定することが重要である）事項を表示させることとすれば、提供される情報量は増加する。しかしながら、必ずしも、提供される情報すべてを消費者が見て、そして、その内容を理解できるとは限らない（この記述は、いかなる根拠に基づくのか。）。特に、容器包装という限られたスペースに記載しなければならない表示事項を増やしていくと、かえって個々の表示事項は見にくくなるおそれがあり、消費者が情報を適切に理解できなくなる場合もあるのではないかと考えられる。

また、消費者に提供されるべき情報には様々なものがあり、消費者にとって、その重要性は情報の内容によって異なる。例えば、アレルギー表示等は、食品の安全性に関わる情報であることから、それ以外の商品選択のための情報に比べ、消費者が確実に理解し、実際の商品選択の際に役立てられるようにする必要性が高いと考えられる（このパラグラフは、現行の表示制度についてのレビューの必要性を示唆する、あるいは指摘する記述と考えられる。そうであれば、徹底的にレビューを行うべきである）。

◇ アレルギー表示に関する論点

1. 現行の義務表示におけるレビューを徹底的に行うべき。
2. そのうえで、現行の容器包装詰め食品以外に適用を広げることを検討する。
3. 容器包装詰め以外で販売される形態は科学的な検証を含む実効性の確保が必要。
4. 前半の本検討会では対象とする範囲は明確にされていないが、複数の委員から重要性は指摘されている。
5. 第14回消費者委員会食品表示部会（2011年11月29日）にて専門家委員からも、これまで厚生労働省で慎重に検討してきた経過/内容が活かされていないと懸念を表明している。
6. 以上のことから、現行の義務表示のレビューをすること、適用範囲の拡大などはサイエンスをベースとした別の検討会/審議会での検討すべきである。

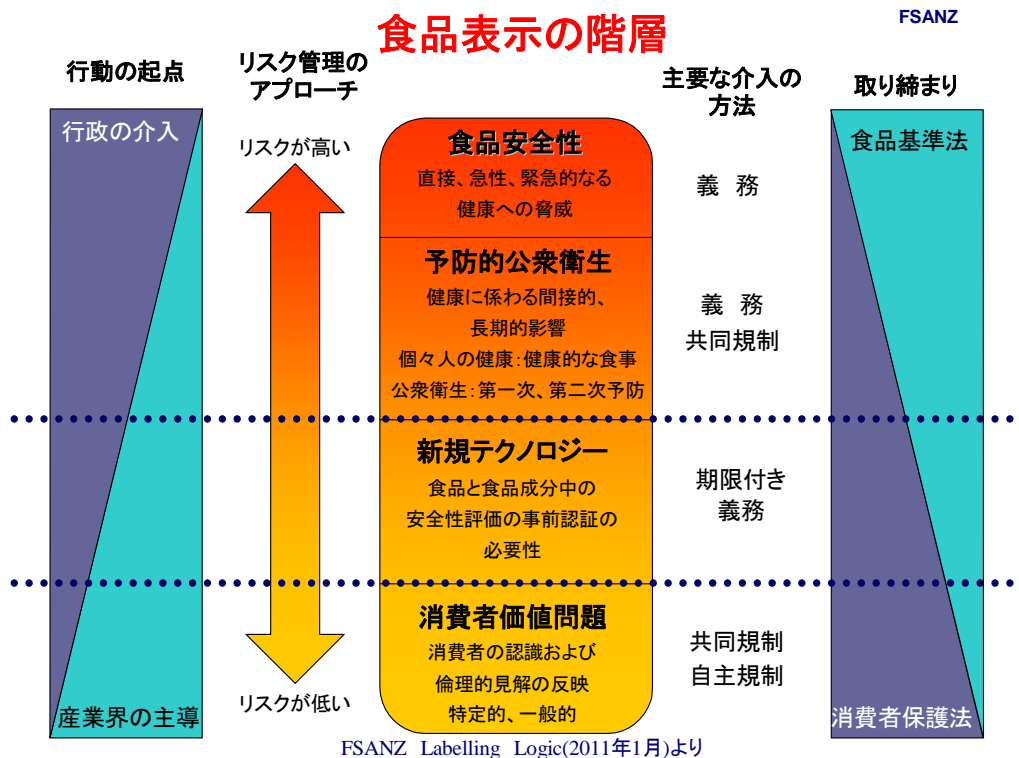
以上を踏まえれば、食品一般に関する表示の義務付けを課する表示基準制度の一元化に当たっては、消費者にとっての情報の重要性を考慮した上で、必要な情報が消費者に適切に提供され、かつ、消費者がその情報を正しく理解し、それを基に適切に判断できるようにすることが必要であると考えられるのではないかと。様々な商品情報の中でも、アレルギー表示や消費期限、保存方法など公衆衛生上必要な情報については、衛生上の危害発生に直結し得ることから、特に重要なものと考えられる。このため、食品表示の目的については、消費者基本法に示された消費者の権利を踏まえつつ、食品の安全性に関わる情報（食品の安全性に関わる情報とは何であるのかを、新法の中で定義出来るであろうか。例えば、原料原産地表示は安全性に関わる表示であるのか。）が消費者に確実に伝えられることを最優先とし、また、品質など消費者の選択に資するために重要な情報の提供としてはどうか。

◇ 食品の安全性

1. 食品の安全性に関わる情報を定義することは可能であろうか。
2. 現行の3法はそれぞれ、一般消費者の選択に資するための品質に関する情報（JAS法）、公衆衛生上必要な情報（食品衛生法）、（国民の健康の増進を図るための）栄養成分及び熱量に関する情報（健康増進法）、を目的としている。
3. そのなかで、食品衛生法でさえ、安全性に関わるのではなく公衆衛生

上必要な情報とされている。また例えば、食品添加物（既存添加物は除く）は、食品安全委員会におけるリスク評価（健康影響調査）および厚生労働省におけるリスク管理（規格基準の設定）が実施されている。遺伝子組換え食品も同様。これらは安全性が確認されたものだけが、認可されており、食品添加物も、遺伝子組換えも、食品の安全性に関わる情報とは関係しない。

4. 例えば、EUの新しい食品情報提供に関する規則では「消費者の健康の保護および食品を安全に取り扱うための情報（特定の人に有害であるかも知れない成分、期限表示、貯蔵および安全使用など）」という項目はある。
5. オーストラリア・ニュージーランドでは『表示の論理；食品表示の法律と政策についてのレビュー(2011年1月)』の報告書には表示のヒエラルヒーが示されているが、このレビューの範囲は今回の本検討会の委託事項以上に範囲が広い。
6. したがって、本報告書を参考にする場合は、現行の食品表示項目（義務および任意）をすべてレビューしなければならない。



## 論点 2 食品表示の考え方について

新たな食品表示制度における表示事項はどうあるべきか。

食品表示を分かりやすくするため、どのようなことに取り組むべきか。

### 1 表示事項について

論点 1 で述べたとおり、現行で表示義務とされている様々な表示事項にあっても、消費者にとっての重要性は内容によって異なると考えられる。商品選択上の重要性が表示事項によって異なる以上、より重要な情報が確実に伝わるよう優先順位をつけて検討を行うことが適当と考えられる。なお、検討に当たっては、特に食品の安全性の確保に係る事項（上述のように、食品の安全性の確保に係る事項を明確にする必要がある）を優先的に検討する必要があると考えられる。

現在の義務表示事項はこれまでの議論の中で商品選択に資するものとして義務付けがなされているものであり、これを義務表示の対象から外すか否か、また、新たに表示事項を追加するかについては、慎重な検討が必要であるが、検討に当たっては、上記の観点から、優先順位（優先順位を定める基準はどのようなものか。）を考慮して検討することとしてはどうか。

なお、消費者が望む商品を選択できるような環境を整えていくことは重要であり、多くの消費者が商品選択の手段として求める事項については、義務表示（事項）として追加しない事項を任意で表示する（の）場合でも、ガイドラインの整備等により事業者の自主的な情報提供を促すことが適当であると考えられるが、そのために事業者に対してどのようなインセンティブを与えることが適当かに加えて消費者が正しく理解するための消費者教育をどのように進めるか検討する必要がある。（これに関連して、事業者（表示者）が遵守すべき要件を明確にする必要があると思われる（例えば、消費者を誤認させないなど）。）

また、消費者に必要な情報が的確に提供されるようにするため、必要に応じて表示事項を見直していくことが重要であり、このような見直しが可能となるような法制度となるよう配慮することが必要である。

また、遺伝子組換え食品の表示等についても、考え方を整理することが必要ではないか（例えば、遺伝子組換え食品の表示に関しては、現行の表示制度や表示基準をレビューすることが、考え方を整理する前に必要であろう）。

## 2 食品表示を分かりやすくするための取組について

(「分かりやすさ」の定義が議論には必要であろう。「分かりやすさ」とは、「理解しやすさ」か、それとも「見えやすさ、読みやすさ」か、それとも両者か。)

現行の食品表示が分かりにくい理由としては、食品表示に関する法律が複数あることに加え、これら法律の目的が異なっていることから表示に関連する用語の定義や解釈も異なっていることなどが挙げられる。

また、食品表示制度自体が分かりにくいことに加え、義務表示事項は一括表示欄に小さい文字(現行では8ポイント以上の大きさを義務付けている。)で記載されており、表示が見にくいとの意見が多数寄せられている。

そのため、制度的な分かりにくさの解消に向けては、JAS法、食品衛生法、健康増進法の三法のうち、表示制度に関する部分を統合した新法を制定するとともに、新法の解釈運用を一義的で明確なものにするため、その目的(その目的とは何か。具体的に示すべきである。)をできる限り簡明なものとするとしてどうか。用語の定義の統一・整理を図る上でも、目的は簡明なものとするを前提に検討を進める方が良いのではないか。

また、食品表示の可視性の向上のためには文字を大きくすることが重要である。そのためには、表示事項の優先順位を定めた上で表示内容を減らすことも考えられる。他方、商品の情報量にかかわらず、可視性の向上を図るため、例えば、以下について検討することとしてはどうか。

- ・ 表示の見やすさに配慮しつつ、現行の一括表示欄による記載方法を一定のルールの下で緩和することなどにより、文字を大きくすることができる余地を増やす。
- ・ 食品添加物について、現行では物質名を記載することが原則だが、コーデックス規格やEUなどで認められている識別番号等による代替表記も可能とする。(「コーデックス規格やEUなどで認められている識別番号等による代替表記」という記述は誤りであり、誤解を招く。識別番号のみの表示で良いとはされていない。即ち、CODEX STAN 1-1985のセクション4.2.3.3には、「以下のクラスタイトル(例えば抗酸化剤)が、特定名称(例えばBHA)もしくは国内の法律によって要求されている認識された数字による確認(例えば、EUではE 320)と共に用いられねばならない」と記述されている。また、EU食品情報提供規則(EU) No 1169/2011のAnnex VIIのPart Cでは、「(添加物は)そのカテゴリーの名称によって呼称さ

れねばならない、そしてその特定名、もしくは適切な場合にはEC番号を  
続けなければならない」と定められている。即ち、コーデックス規格でも  
EU規則でも、例えば抗酸化剤（BHA）もしくは抗酸化剤（E 320）と表  
示しなければならない。日本で識別番号を導入するのであれば、このため  
には、指定添加物と既存添加物に附番しなければならない。Codex  
AlimentariusとEUとは、同じ番号を用いている。例えばBHAは、GSFA  
ではINS No 320、EUではE 320。日本も同じ番号を採用するのか。Eナ  
ンバーはすべての食品添加物が対象ではない（香料等は除外）。)

◇ 食品添加物の番号制

1. 現行の食品添加物表示をレビューすべきである。
2. そのうえで、物質名表記の代替としてJ Numberの検討をおこなうこと。
3. この作業には厚生労働省の協力が必須であり、このためには消費者庁は、  
現行のCCFL（コーデックス食品表示部会）およびCCNFSDU（コーデックス  
栄養・特殊用途食品部会）の2つだけではなく、CCFA（コーデックス食  
品添加物部会）でのイニシアチブをとって合意形成する必要がある。

- ・ 商品名など容器包装上に用いられている文字の最大ポイント数に応じて、  
義務表示事項にかかる最低ポイント数も一定の範囲で相対的に連動させ  
る制度を導入する。

◇ 文字のポイント数

1. 義務表示である最低のポイント数及び表示面積に占める省略規定は可能  
である。しかし、任意表示など全体の表示スペースに対する割合の規定  
は法律で可能であろうか。
2. 仮に規定した際に、実際に取り締まることができるのであろうか。  
これらの懸念事項はせいぜいガイドラインをすすめることぐらいで義  
務化は困難であろう。

### 論点3 食品表示の適用範囲について

食品表示に関する法令の適用対象となっていない販売形態について、新しい食品表示制度の下で、どのように取り扱うべきか。

#### 1 インストア加工、量り売り、外食

これら形態により販売される食品については、対面で販売されることが多く、予め店員に内容を確認した上で購入することが可能と考えられるものの、消費者はこれら食品に対しても、容器包装食品と同様に情報提供をして欲しいとの要望がある。特に、場合によって生命に関わるおそれがあるアレルギー表示については、商品選択の際に特に重要なものと考えられる。

一方、現在、表示の義務付けが行われていない外食や量り売りについては、以下のような特徴がある。

- ・調理や盛りつけ等により同一メニューであっても使用される原材料や内容量等にばらつきが生じる
- ・日替わりメニュー等の表示切替に係る対応が困難であること
- ・外食店での注文は店員を介在して行われるため、注文の際、商品情報に関する問合せや使用する原材料や調理方法の変更の調整が可能であること

このため、外食や量り売りにおいては、容器包装食品と同様に情報提供を行うことは困難である。

しかしながら、使用する原材料が多く、かつ、頻繁に変更されるといったこれら業態の特殊性を十分に踏まえた上で、アレルギー表示に係る情報提供が可能となるよう、義務付けを行うことや自主的な取組みを推奨することについて検討することとしてはどうか。

#### ◇ インストア加工、量り売り、外食

1. 現行の食品表示制度でインストア加工など、義務表示で対象とされている範囲はどこまでなのかを特定すべきである。
2. そのうえで、適用範囲の拡大を検討すべきである。
3. ここに記述している内容はスタンスが明確ではない。アレルギーが重要であるので、検討の必要があるのか。もしくは原料が頻繁に変わるため、困難であるのか。
4. いずれにせよ、アレルギー情報を提供することは重要であり、このことは購買する消費者だけではなく、フードチェーンで食品原材料の購入に



おける事業者間の取引などでも重要。したがって、上述したように専門  
家検討委員会を設置して、慎重なる検討が必要と考える。

## 2 自動販売機、インターネット販売、カタログ販売

これら形態により販売される食品については、その商品自体にはJAS法等  
に基づき表示が行われているものの、これらについては必ずしも同様の表示が  
行われているわけではない。

このうち、自動販売機については、比較的安価で、消費者に馴染みの深い商  
品を取り扱っていることが多く、商品の情報を理解した上で購入していること  
が多いと考えられる。

一方、インターネット販売については、時間や場所を選ばないなどの高い利  
便性を有する反面、取引を行う画面上から提供される商品情報に基づき、サイ  
ト上で複数回クリックするだけで取引が完了するという特徴を有することか  
ら、その段階で商品選択に必要な情報が提供される必要があると考えられる。

以上のことから、インターネット販売については、商品の容器包装に表示す  
べき義務表示事項と同じ事項をインターネット上にも記載させることを検討  
してはどうか。また、カタログ販売等についても、同様に検討してはどうか。  
さらに、自主的に情報開示する努力をしている意欲的な事業者の主体的な取組  
を助長する環境を整備することについても検討してはどうか。

### ◇ 自動販売機

1. どのような自動販売機を対象としているのか。自動販売機で販売される  
食品は、単なる缶・ペットボトル、加工食品、粉末飲料から清涼飲料が  
出来上がるもの、紙コップに入ったホットコーヒー、水の量り売り、た  
まごやバナナまで多種多様である。これら食品群で食品表示の点で問題  
となるものがあるのか。（資料2参照）

### ◇ インターネット販売/カタログ販売

1. 今回、検討会の中にこれら事業を含む専門家の委員も招聘されておらず、  
また、第1回目の検討会からこのような業態まで広げるかは議論がなされ  
ておらず、現行の食品表示制度の範囲を超えている。この点を検討する  
のであれば、別途検討会を設置すべきであり、この検討会で方向性を示  
すまでの協議はなされていない。

#### 論点4 加工食品の原料原産地表示について

加工食品の原料原産地表示について、どのように考えるべきか。

JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示については、「品目により、消費者が適切な商品選択を行う上で重要な情報となる場合があり、このような場合にこれを表示という形で消費者に伝えていくことが望ましい（平成12年3月加工食品の原料原産地表示検討委員会報告）」との考えに基づき、平成12年から個別品目ごとに検討を行い、8品目について原料原産地表示が順次義務付けられたところである。

その後、個別品目ごとに精査し、その結果に従って表示対象を追加するという従来の枠組から、品目横断的な要件に照らして対象品目を選定するという方法に抜本的に見直し、平成16年9月に20食品群に義務付け対象が拡大され、さらに、平成21年10月には「緑茶飲料」と「あげ落花生」が追加されたところである。

消費者庁設立以降は、平成23年3月に「黒糖及び黒糖加工品」と「こんぶ巻」を新たに追加し、現在は22食品群及び4品目が表示対象とされている。

対象品目の選定に当たっては、平成15年8月共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」において示された以下の2要件を満たす食品群について、表示実行上の問題点等も考慮しながら、表示対象とすべきか否か検討することとされた。

なお、平成21年8月共同会議報告書では、次の2つの選択要件について、今後とも維持されるべきとされている。

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

今後の原料原産地表示の進め方については、消費者委員会食品表示部会に設置された「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」において検討が行われ、平成23年7月に報告書がとりまとめられた。

なお、消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定（平成23年7月8日一部改定））において、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に係る具体的施策として、加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大することが掲げられている。また、原料原産地は食品の安全性に関わるもので

はないものの、商品選択を行う上で知りたいという要望は比較的強い事項と考えられる。

加工食品の原料原産地表示については、新法においても、消費者基本計画の規定に基づき、義務付けを着実に拡大することを基本に検討を行うべきと考えるが、検討に当たっては、消費者の意向や事業者の実行可能性、過去の共同会議や消費者委員会における議論、国際規格との整合性等を踏まえることが重要である。

そもそも、加工食品の原料原産地表示の目的は、平成15年8月共同会議報告書では、「消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する」ことと位置付けられている。

また、国際規格との整合性については、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（CODEX STAN 1-1985）において、原産国について、原産国の省略が消費者を誤認させる又は欺くおそれのある場合は、当該食品の原産国を表示しなければならないとされている。コーデックス委員会の会議（食品表示部会）において、原料原産地表示が議論されたが、日本と或るNGOを除き、会議メンバーは否定的であった。原料原産地は、韓国においても法制度として行われているが、日本と同様、輸入品には義務付けはない。日本においては、このような国内品と輸入品との間の差別を続けるのか。

以上のような、これまでの拡大の経緯、消費者基本計画において示されている方向性等を踏まえれば、これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、原料の原産地に関する誤認を防止し、消費者の合理的な商品選択の機会を確保する観点から義務付けることとし、原料の品質が加工食品の品質に与える影響が明らかでなくても、消費者が当該加工食品の加工地（＝原産地（国内））と原料の原産地が同じであると誤認しやすい商品については義務付けの対象とすることとしてはどうか。

現在表示が免除されている輸入品にも義務付けを行うのか。国内品にのみ原料の原産地表示を義務付けるのか。

虚偽の原料原産地を表示した場合に科学的な検証方法を開発した上で処罰することを定めるべきであろう。

◇ 加工食品の原料原産地表示

1. 今回の検討会で、本議案は最も意見が一致していないと思われる。
2. まずは、これまでの義務表示22品目、特に直近に定められた「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」の表示についてレビューすべきである。
3. 従来の概念を取り払うだけの理論的根拠が確立されていない。
4. 原料の品質が加工食品の品質に与える影響が明らかでなくても、消費者が当該加工食品の加工地（＝原産地（国内））と原料の原産地が同じであると誤認しやすい商品は具体的にどのようなものか。加工食品全てではないであろう。
5. 海外ではチーズなどが例としてあるが、カマンベールチーズがフランスのノルマンディ地方で作られたものではなく、北海道産カマンベールチーズであるという表示で落胆するのであるか。このような事例では消費者はそこまでの期待はしていないことも考えられる。また、伝統的食品はEUの地理学的表示などを参考にすべきであり、上述した黒糖などこのような表示規則や地理学的保護制度による対応の方が、国際的基準でも受け入れやすいものであろう。
6. 日本はこれまで、加工食品の原料原産地表示の規定を作成する際に、WTO（世界貿易機関）のTBT協定への通報はしていない。このことは国際法に則った視点では十分満足する法規制とは言えないことを意味するものである。内外を区別しない法律には一貫性があると思われるが、現行の原料原産地表示制度は国内品にのみ義務表示を課したアンフェアな規制といえないか。

韓国の表示例（資料3）

## 論点5 栄養表示について

栄養表示を義務化すべきか。

仮に表示義務を課すとした場合、対象となる栄養成分等は、どのように考えるべきか。

### 1 義務化について

現行の栄養表示制度（について）は、事業者が栄養表示を行おうとする場合、健康増進法に基づく栄養表示基準に従い、栄養表示を行わねばならないという制度となっている（行うものである）。（原文には主格（主語）がない。）

栄養表示については、国民的な健康意識の高まりを受け、健康的な食生活を送るため、また、食生活の改善を図るため、食品を選択する際の目安として栄養表示を確認したいとの消費者の要望は強いと考えられる。

一方、栄養成分については、事業者が製造過程で当然に知りえる情報ではなく、表示をするためには、分析等の新たな作業が必要となる。現在、栄養表示に取り組んでいる事業者は大規模事業者が多いこと、我が国において、事業者の90%以上を占めているのが中小事業者であることなどを考慮すると、中小事業者を含めた全ての事業者に対して一律に栄養表示を義務付けることは困難といわざるを得ない。加えて、直接販売される惣菜、弁当や外食については、調理や盛りつけ等により同一メニューであっても特に栄養成分のばらつきが大きくなる。

現行では特定の栄養成分の強調表示を行う場合には栄養表示基準に基づき栄養表示を行うことが義務とされているが、以上の観点を踏まえ、新法における栄養表示の在り方について検討を行うこととしてはどうか。

具体的には、原則として義務表示とした上で、中小事業者等栄養表示が困難な事業者については義務対象から除外して自主的取組を推奨する（例えば、従業員数等の企業規模が一定数を満たない事業者については表示義務の対象外とすることや、売上額が一定額に満たない商品については表示義務の対象から除外する。）ことや、一定の場合に容器包装への表示を省略できる（例えば、表示スペース等の理由で容器包装への栄養表示が困難な商品に対する代替措置として、WEB等において商品に関する栄養成分に関する情報提供を行えば、容器包装への表示は省略できることとする。WEB等で情報提供を行う場合には、容器包装への栄養表示の場合と比べ、より多くの栄養表示に関する情報を提供させる）ことを検討してはどうか。

いずれにせよ、義務化導入当初は義務付けの対象を限定し、その後、制度の運用状況を検証しつつ、義務付けの対象を徐々に拡大することを目指すこととしてはどうか。

また、義務付けの対象とならない食品については、ガイドラインの整備等により事業者の自主的な情報提供を促進することとしてはどうか。

#### ◇ 栄養成分表示の義務化

1. シンプルに加工食品に義務化を課すか否かの判断をすることではないか。
2. 中小事業者等栄養表示が困難な事業者については義務対象から除外しするという法律を策定することは無理である。例えば、米国で水産物HACCPの導入の際に、企業の規模別に施行日が異なっていたが、中小企業であろうといずれはHACCP導入がなされた。
3. コーデックス食品表示部会（CCFL）の議題の一つとして「義務的栄養表示に関する案件」が取り上げられており、ここでのドキュメントが参考になる。

## 2 対象となる栄養成分について

表示の対象とする栄養成分は、現行の基準とほぼ同じエネルギー、食塩相当量、脂質、炭水化物、たんぱく質の5成分のほか、事業者が訴求した成分（どのような成分をさすのか、現行の栄養成分であるビタミン、ミネラルまでの範囲であるか、フラボノイドなど第三次栄養機能まで範囲か）を表示させることとしてはどうか。事業者が訴求した成分を表示させることには、問題がある。例えば、栄養に寄与しないような含量にもかかわらず、ミネラルやビタミンなどの微量栄養素を表示することにより、消費者に対して、あたかもミネラルやビタミンに富むような商品であると誤認させる恐れが生じる。これを防ぐためには、EUの食品情報提供規則（EU）No 1169/2011に定められているように、表示のためのNRVs（Nutrient Reference Values：栄養素基準値）を作成し、ミネラルとビタミンはNRVsに対するパーセンテージで表示されるべきである。

飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、総糖類の表示については、上記の5成分と同様に義務表示とすることや、努力義務にとどめることなどの対応が考えられるが、どのように考えるべきか。

なお、ナトリウムについては、コーデックス規格でも、ナトリウムが必須表

示事項とされているところであるが、「ナトリウム」と栄養表示することは、科学的に正確である一方、消費者にとってみると、ナトリウム含有量のみの表示から食塩相当量を理解することは難しいという指摘もある。我が国では、食塩相当量を用いた栄養指導が一般的に行われており、消費者にはナトリウムよりも食塩相当量の方がなじみが深いことから、「ナトリウム」表示に代わって「食塩相当量」を義務表示としてはどうか。（食塩を添加していないが、添加物等によりナトリウムが存在する場合の処置も必要であろう。EUの食品情報提供規則（EU）No 1169/2011では、「食塩量は専ら天然のナトリウムの存在によることを示す説明を行うことができる」と定められている。）

### 3 表示値の設定について

同一の食品であっても栄養成分の含有量に多少のばらつきが生じることが考えられるものの、栄養表示は、消費者が栄養成分や熱量の摂取状況の目安を把握する上で重要な情報である。

このため、事業者の実行性を確保するため、中間論点整理に示した4つの表示値の設定の考え方及び公的データベースを導入することについて検討してはどうか。

栄養表示の対象となる食品カテゴリーについての検討も必要である。例えば、ミネラルウォーターは国際的に栄養表示の対象食品カテゴリーではない。これは、ミネラルウォーターはエネルギーおよび栄養の供給源でないためである。

## 資料 1

### 新法の枠組みの概要

1. 一般的な規定
  - ・ 食品表示の一般原則
  - ・ 目的
  - ・ 用語の定義
  - ・ 食品表示の一般的要件
2. 表示内容
  - ・ 義務的表示項目
  - ・ 任意的表示項目
3. 義務的表示項目と表示方法
  - ・ 名称
  - ・ 原材料
  - ・ 食品添加物
  - ・ 内容量
  - ・ 消費期限又は賞味期限
  - ・ 保存方法
  - ・ 製造者等の名称及び所在地
  - ・ アレルギー物質
  - ・ 原産国
  - ・ 原材料の原産地表示
  - ・ 遺伝子組換え食品
  - ・ 栄養表示
  - ・ その他
4. 義務的表示項目の免除規定
5. 任意的表示項目と表示要件
6. 地方自治体の措置
7. 罰則
8. 付属資料



## 資料 2

### バナナの自動販売機



